

神奈川県県土整備局
指定管理者選定審査委員会港湾部会
審査報告書
(葉山港・大磯港・真鶴港)

平成25年5月

1 審査報告書作成の経緯

葉山港（公募）、大磯港（非公募）及び真鶴港（非公募）の指定管理者の選定にあたり、神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会港湾部会（以下「委員会」という。）は、応募（申請）団体から提出された申請書に基づき審査を行った。

このたび、委員会による審査が終了したので、ここに審査結果を報告する。

2 委員会委員（◎は委員長、○は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
きくち やすあき 菊地 泰昭	菊地会計事務所 公認会計士・税理士	経理に関する識見を有する者
こんどう たけお ◎近藤 健雄	日本大学理工学部 教授	学識経験者
なみき なおみ 並木 直美	株式会社並木設計 代表取締役	施設利用代表者
はだ こうじ 羽田 耕治	横浜商科大学商学部 教授	学識経験者
ほそかわ やすし ○細川 恭史	一般社団法人みなと総合研究財団 理事	当該施設又は類似施設の事業内容に精通した者

3 スケジュール

平成24年11月14日	第1回委員会開催（施設の管理運営状況の総括の確認、選定基準(案)の意見聴取)
平成24年11月14日	現地視察（葉山港）
平成25年1月21日	募集（申請）要項配布・質問受付開始
平成25年2月8日	現地説明会（葉山港） 参加：6団体
平成25年2月21日	現地視察（大磯港、真鶴港）
平成25年3月15日	質問受付終了 質問：17件(葉山港)、7件(大磯港)、5件(真鶴港)
平成25年3月29日	募集（申請）受付終了 応募：2団体（葉山港） 申請：各1団体（大磯港、真鶴港）
平成25年4月9日	第2回委員会開催（申請内容の確認、大磯港・真鶴港プレゼンテーション審査・ヒアリング、仮採点）
平成25年4月12日	第3回委員会開催（葉山港プレゼンテーション審査・ヒアリング、仮採点）
平成25年4月23日	第4回委員会開催（採点、審査報告書の協議）

4 審査の実施方法

（1）会議の公開・非公開について

神奈川県情報公開条例第25条第1項第2号「会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるとき」に該当すると判断し、会議運営は非公開とし、プレゼンテーションは公開として開催した。

(2) 選定手続について

申請書類の受理後、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課において資格審査及び申請内容の確認等を行い、葉山港申請団体については、神奈川県暴力団排除条例の規定に抵触しないか神奈川県警察本部へ照会した。

また、第2～4回委員会において、委員会による審査を行った。

(3) 委員会としての評価点について

選定基準に基づき、各委員による仮採点を行った後、各委員の協議により委員会としての評価点を決定した。

5 選定基準

(1) 葉山港

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	指定の基準	審査対象書類 の該当箇所
ー サービスの向上 (50)	1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	(1) 管理運営方針（全体評価）	①指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方	5	条例第20条 規則第10条	事業計画書 I-1(1)
		(2) 委託の考え方	①業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等	5		事業計画書 I-1(2)
	2 施設の維持管理	(1) 利用承認業務	①利用承認等の業務についての実施方針（収入証紙販売業務を含む）	5	条例第20条 規則第10条	事業計画書 I-2(1)
		(2) 維持管理業務	①清掃、巡視、保守点検、修繕等の維持管理業務についての実施方針	5		事業計画書 I-2(2)
	3 事故防止等安全管理	(1) ヨット等安全管理業務	①ヨット利用者等安全管理業務についての実施方針 ②通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ③事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針	5	条例第20条 規則第10条	事業計画書 I-3(1)
		(2) 災害・荒天時対応業務	①地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県や葉山町等への協力等についての実施方針 ②災害時における緊急物資受入港としての対応方針	10		事業計画書 I-3(2)
	4 利用促進のための取組、利用者への対応	(1) 利用促進のための取組	①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③提案内容の具体性及び実現可能性 ④サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ⑤施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	10	条例第20条 規則第10条	事業計画書 I-4
	5 利用料金の設定	(1) 利用料金の設定	①利用料金の設定、減免の考え方			事業計画書 I-5
	6 地域と連携した魅力ある施設づくり	(1) 地域と連携した魅力ある施設づくり	①地域や関係機関（団体等）との連携・協力の考え方 ②地域企業等への業務委託による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	条例第20条 規則第10条	事業計画書 I-6

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	指定の基準	審査対象書類 の該当箇所
Ⅱ 管理経費の節減等 (30)	7 適切な積算	(1) 事業計画等との関係	①人件費、事務費、施設の維持管理費その他の費用に係る ・積算の適切性 ・仕様に定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等	10	条例第20条	事業計画書Ⅱ
	8 節減努力等	(1) 提案額	①提案された指定管理料の積算における節減努力の度合い $\frac{\text{積算価格}^{\ast 1} - \text{申請者の提案額}^{\ast 2}}{\text{積算価格}^{\ast 1}} \times 3 \times 20$ ※1：「県の想定する指定期間内における指定管理料の総額（「県の想定する指定期間内の総支出額」－「県の想定する指定期間内の総収入額」）」 ※2：「指定期間内における指定管理料の総額」	20	条例第20条	事業計画書Ⅱ
Ⅲ 団体の業務遂行能力 (20)	9 人的な能力、執行体制	(1) 人的な能力、執行体制	①指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ②業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ③指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況	5	条例第20条	事業計画書Ⅲ－9
	10 財政的な能力	(1) 財政的な能力	①安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営規模の状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	条例第20条	事業計画書Ⅱ 団体等の事業計画書 収支予算書 事業実績書 決算諸表
	11 コンプライアンス、社会貢献	(1) コンプライアンス、社会貢献	①指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況 ②個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況 ③指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ④障害者雇用促進の考え方	5	条例第20条	事業計画書Ⅲ－11
	12 これまでの実績	(1) これまでの実績	①指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況	5	条例第20条	事業計画書Ⅲ－12

※ 「7 適切な積算」の評価について

- ・ 積算に重大な誤りがある等、提案額に信憑性がない場合、または、積算の内容が法令の規定に抵触している場合等は、失格となることがある。
- ・ 積算に重大な誤りは無く、提案額に信憑性があり失格には至らないものの、積算の内容では、円滑かつ適正な指定管理業務の実施に支障を来たすおそれが極めて高い場合、「7 適切な積算」の評価を与えないことがある。

※ 「8 節減努力等」の評価について

- ・ 「7 適切な積算」において満点を得た場合にのみ審査する。
- ・ 計算式の算定結果が「8 節減努力等」の配点を超える場合でも、「8 節減努力等」の配点が上限となる。

(2) 大磯港

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	指定の基準	審査対象書類の該当箇所
I サービスの向上(50)	1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	(1) 管理運営方針(全体評価)	①指定管理業務全般を通じた団体の総合的な運営方針、考え方	5	条例第20条 規則第10条	事業計画書 I-1(1)
		(2) 委託の考え方	①業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等	5		事業計画書 I-1(2)
	2 施設の維持管理	(1) 利用承認業務	①利用承認等の業務についての実施方針(収入証紙販売業務を含む)	5	条例第20条 規則第10条	事業計画書 I-2(1)
		(2) 維持管理業務	①清掃、巡視、保守点検、修繕等の維持管理業務についての実施方針	5		事業計画書 I-2(2)
		(3) 利用調整業務	①業態の異なる複数事業者間(骨材事業者、漁業者等)の中立・公平な利用調整・指導等についての実施方針	10		事業計画書 I-2(3)
	3 事故防止等安全管理	(1) 事故防止等	①通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ②事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針	10	条例第20条 規則第10条	事業計画書 I-3(1)
		(2) 災害・荒天時対応業務	①地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県等への協力等についての実施方針 ②災害時における緊急物資受入港としての対応方針			事業計画書 I-3(2)
	4 利用促進のための取組、利用者への対応	(1) 利用促進のための取組	①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③提案内容の具体性及び実現可能性 ④サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ⑤施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	5	条例第20条 規則第10条	事業計画書 I-4
	5 利用料金設定	(1) 利用料金設定	①利用料金の設定、減免の考え方			事業計画書 I-5
	6 地域と連携した魅力ある施設づくり	(1) 地域と連携した魅力ある施設づくり	①地域や関係機関(団体等)との連携・協力の考え方 ②地域企業等への業務委託による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	条例第20条 規則第10条	事業計画書 I-6

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	指定の基準	審査対象書類の該当箇所
Ⅱ 管理経費の節減等(30)	7 適切な積算	(1) 事業計画等との関係	①人件費、事務費、施設の維持管理費その他の費用に係る ・積算の適切性 ・仕様に定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等	10	条例第20条	事業計画書Ⅱ
	8 節減努力等	(1) 提案額	①提案された納付金の額の積算における増額努力の度合い $\frac{\text{申請者の提案額}^{*1} - \text{積算価格(最低納付金)}^{*2}}{\text{満点とする納付金}^{*3} - \text{積算価格(最低納付金)}^{*2}} \times 20$ ※1：「指定期間内における納付金の総額」 ※2：「県の想定する指定期間内の総収入額」－「県の想定する指定期間内の総支出額」 ※3：「県の想定する指定期間内の最大総収入額」－「県の想定する指定期間内の最低総支出額」	20	条例第20条	事業計画書Ⅱ
Ⅲ 団体の業務遂行能力(20)	9 人的な能力、執行体制	(1) 人的な能力、執行体制	①指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ②業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ③指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況	5	条例第20条	事業計画書Ⅲ－9
	10 財政的な能力	(1) 財政的な能力	①安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体の経営規模の状況、団体の事業の継続性・安定性の度合い、団体の事業の信頼性の度合い	5	条例第20条	事業計画書Ⅱ 団体の収支予算書 収支決算書 財務諸表
	11 コンプライアンス、社会貢献	(1) コンプライアンス、社会貢献	①指定管理業務を実施するために必要な団体の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況 ②個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況 ③指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ④障害者雇用促進の考え方	5	条例第20条	事業計画書Ⅲ－11
	12 これまでの実績	(1) これまでの実績	①指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況	5	条例第20条	事業計画書Ⅲ－12

※ 「7適切な積算」の評価について

- ・ 積算に重大な誤りがある等、提案額に信憑性がない場合、または、積算の内容が法令の規定に抵触している場合等は、失格となることがある。
- ・ 積算に重大な誤りは無く、提案額に信憑性があり失格には至らないものの、積算の内容では、円滑かつ適正な指定管理業務の実施に支障を来たすおそれが極めて高い場合、「7適切な積算」の評価を与えないことがある。

※ 「8節減努力等」の評価について

- ・ 「7適切な積算」において満点を得た場合にのみ審査する。
- ・ 計算式の算定結果が「8節減努力等」の配点を超える場合でも、「8節減努力等」の配点が上限となる。

(3) 真鶴港

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	指定の基準	審査対象書類の該当箇所
I サービスの向上(50)	1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	(1) 管理運営方針(全体評価)	①指定管理業務全般を通じた団体の総合的な運営方針、考え方	5	条例第20条 規則第10条	事業計画書 I-1(1)
		(2) 委託の考え方	①業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等	5		事業計画書 I-1(2)
	2 施設の維持管理	(1) 利用承認業務	①利用承認等の業務についての実施方針	5	条例第20条 規則第10条	事業計画書 I-2(1)
		(2) 維持管理業務	①清掃、巡視、保守点検、修繕等の維持管理業務についての実施方針	5		事業計画書 I-2(2)
		(3) 利用調整業務	①業態の異なる複数事業者間(石材事業者、漁業者、ヨット利用者等)の中立・公平な利用調整・指導等についての実施方針	10		事業計画書 I-2(3)
	3 事故防止等安全管理	(1) 事故防止等	①ヨット利用者等安全管理業務についての実施方針 ②通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ③事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針	10	条例第20条 規則第10条	事業計画書 I-3(1)
		(2) 災害・荒天時対応業務	①地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県等への協力等についての実施方針 ②災害時における緊急物資受入港としての対応方針			事業計画書 I-3(2)
	4 利用促進のための取組、利用者への対応	(1) 利用促進のための取組	①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③提案内容の具体性及び実現可能性 ④サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ⑤施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	5	条例第20条 規則第10条	事業計画書 I-4
	5 地域と連携した魅力ある施設づくり	(1) 地域と連携した魅力ある施設づくり	①地域や関係機関(団体等)との連携・協力の考え方 ②地域企業等への業務委託による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	条例第20条 規則第10条	事業計画書 I-5

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	指定の基準	審査対象書類の該当箇所
Ⅱ 管理経費の節減等 (30)	6 適切な積算	(1) 事業計画等との関係	①人件費、事務費、施設の維持管理費その他の費用に係る ・積算の適切性 ・仕様に定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等	10	条例第20条	事業計画書Ⅱ
	7 節減努力等	(1) 提案額	①提案された指定管理料の積算における節減努力の度合い $\frac{\text{積算価格}^{\ast 1} - \text{申請者の提案額}^{\ast 2}}{\text{積算価格}^{\ast 1}} \times 4 \times 20$ ※1：「県の想定する指定期間内における指定管理料の総額（県の想定する指定期間内の総支出額）」 ※2：「指定期間内における指定管理料の総額」	20	条例第20条	事業計画書Ⅱ
Ⅲ 団体の業務遂行能力 (20)	8 人的な能力、執行体制	(1) 人的な能力、執行体制	①指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ②業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ③指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況	5	条例第20条	事業計画書Ⅲ-8
	9 財政的な能力	(1) 財政的な能力	①安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体の経営規模の状況、団体の事業の継続性・安定性の度合い、団体の事業の信頼性の度合い	5	条例第20条	事業計画書Ⅱ 団体の収支予算書 収支決算書 財務諸表
	10 コンプライアンス、社会貢献	(1) コンプライアンス、社会貢献	①指定管理業務を実施するために必要な団体の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況 ②個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況 ③指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ④障害者雇用促進の考え方	5	条例第20条	事業計画書Ⅲ-10
	11 これまでの実績	(1) これまでの実績	①指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況	5	条例第20条	事業計画書Ⅲ-11

※ 「6 適切な積算」の評価について

- ・ 積算に重大な誤りがある等、提案額に信憑性がない場合、または、積算の内容が法令の規定に抵触している場合等は、失格となることがある。
- ・ 積算に重大な誤りは無く、提案額に信憑性があり失格には至らないものの、積算の内容では、円滑かつ適正な指定管理業務の実施に支障を来たすおそれが極めて高い場合、「6 適切な積算」の評価を与えないことがある。

※ 「7 節減努力等」の評価について

- ・ 「6 適切な積算」において満点を得た場合にのみ審査する。
- ・ 計算式の算定結果が「7 節減努力等」の配点を超える場合でも、「7 節減努力等」の配点が上限となる。

葉 山 港

6 審査結果

委員会において厳正な審査を行った結果は、次のとおりであった。

順位	団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	株式会社リビエラリゾート （逗子市）	47	13	20	80
2	株式会社葉山マリーナー （三浦郡葉山町）	39	18	18	75

7 提案の概要及び審査の結果

提案者	株式会社リビエラリゾート
-----	--------------

(1) 提案の概要

I サービスの向上について

(指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等)

- ・運営スローガン：「安全・安心・快適・清潔感・平等性を重視した運営」、「地球に優しいエコロジー活動の啓蒙」、「健全な青少年育成の場としての港」
- ・「開かれた公共港」、「はやま港海の駅」、「海洋普及活動の拠点」、「エコロジー活動」、「災害時避難港及び物資輸送拠点」としての運営を実施する。
- ・経費節減、逗子マリーナの長年委託実績のある警備会社への夜間警備の委託、法定点検を要する施設の維持管理業務の委託を行う。

(施設の維持管理)

- ・事務処理要綱の期日、手順に従い業務を行い、利用者の利便性向上を目的とした利用承認業務を行う。
- ・緊急時の役割を果たす等常に維持管理に努め、スタッフが迅速に対応しスムーズな施設利用ができるよう努める。
- ・緊急時の船舶の係留について補助を行い、迅速な対応を行う。
- ・年間約3,000件のビジターの利用者に対し、今後も使いやすい施設と開かれた港を心掛け、安全面のルールを明確にし、多くの県民が利用できる港として運営していく。
- ・駐車場は定期的に保守管理を行いトラブル発生を未然に防ぐよう努める。
- ・駐車場精算機のトラブル発生時は、適切な初期対応で利用者がスムーズに入出庫できるよう努め、その場でトラブルが解消できない場合、業者到着までスタッフが立ち会い、手動で駐車場ゲートの開閉作業を行い、機械の故障で領収書が発行されない場合、手書き領収書を発行して対応する。
- ・会議室は、幅広いターゲットを対象に地域コミュニティーの場として多くの利用者に貸し出し、公共的事業においては、一般受付期間よりも一週間程度早く受け付ける。
- ・将来的には、会議室のネット予約ができる環境を整えたい。
- ・船具ロッカーの短期契約を設定し、現状の契約利用者以外の対象者が利用できるよう利便性を図る。
- ・収入証紙の販売については、管理事務所で現金を徴収し、従業員が申請書類への貼り付け作業を行うことで利用者の手間を省き利便性向上を図る。
- ・将来的には、口座からの自動引き落としサービスやクレジットカード払い、ICカード、プリペイドカード利用にも対応できるような環境を整える。
- ・スタッフが施設の環境維持に努め、必要に応じて逗子マリーナ及びシーボニアマリーナから施設管理担当のスタッフが作業に当たり、迅速で万全の体制で臨む。

(事故防止等安全管理)

- ・気象庁発表の天気予報、気象民間会社の気象情報を確認するとともに、社員の気象予報士による気象分析を行い、日々の気象情報を利用者が来場時、すぐに分かる場所に掲示し、情報提供する。
- ・希望利用者に対し、天気予報のメール配信サービスを行う。

- ・ライブカメラを設置してインターネットで港の様子等を確認できるようにする。
 - ・救助艇は、自社所有2艇、グループ所有2艇で対応する。
 - ・利用者から救助要請を受信した場合、海上保安庁の救難要請の必要性の有無、自社で配備しているレスキュー艇で対応可能か否かを即時判断する。
 - ・救助の場所に応じ、当社グループ内のネットワークで救助対応を迅速に行う。
 - ・自社で毎月行っている自衛避難訓練に葉山港の従業員も参加し、常に事故に対する意識を持ち、非常時に冷静な判断・対応や誘導が行えるよう研修を行う。
 - ・葉山港で常時活動している団体及び利用者に対して避難訓練を実施する。
 - ・災害・荒天時は、正確な情報収集→迅速な情報周知→正確かつ迅速な避難誘導を行う。
 - ・避難誘導は、その場にいる最上位のスタッフの指示でそれぞれ従業員が作業にあたり、個々の従業員が確実に救命胴衣を着用し、避難する利用者達にも救命胴衣を着用させて行う（備蓄のライフジャケットを貸出し）。
 - ・大規模災害の発生時は、県対策本部、葉山町緊急対策本部と連携し、葉山港の防災岸壁の利用準備を整える。
 - ・台風・波浪・高潮等が予想される場合、事前に増し舳いや設置物の撤去等の作業を行い、被害が起きないように事前対応を行う。
 - ・緊急物資受け入れ作業が必要となった場合、防災岸壁への船舶の係留とヘリコプターが安全に離着陸できるよう、場所を確保しスタッフが率先して誘導する。
 - ・緊急物資到着後の食料配膳や緊急避難所としての施設提供も行う。
- (利用促進のための取組、利用者への対応)
- ・葉山港のホームページを整備し、「開かれた公共マリーナである事」、「誰にでも利用できるマリーナである事」を広く告知していく。
 - ・会議室、ヨット出艇、駐車場の目標設定は、毎年増加を見込む。
 - ・海の駅の認定により葉山港の知名度を上げ、来港者を増やす事業（イベント等）を定期的に行う。
 - ・葉山港・真鶴港・大磯港・湘南港の神奈川地方港湾を海で結び、相模湾に観光及び産業の新しい形ができるよう事業の誘致を率先して行う。
 - ・地域の事業やイベントを葉山町や地元地域と一体となり企画し、葉山港が海からの入口として機能するように周知していく。
 - ・海の駅として海上運航サービス（観光船）などを積極的に誘致し、相模湾の活性化を図る。
 - ・閑散期（冬季・平日など）のヤード利用を促進するために、リビエラグループ主催の釣りイベントや地域と協力した年末年始イベントなどを積極的に打ち出し、賑わいを作る。
 - ・会議室の利用頻度を高めるために、地元自治会や葉山町をはじめ、県内の企業・団体に施設の存在を広め、利用促進を図る。
 - ・船具ロッカーを有効活用するために、貸し出しサービスの存在自体の周知を行うとともに、利用者のニーズと利便性を考え、年間貸し、単日貸しに加え、中期間の貸し出しを検討する。
 - ・海の駅事業（地域イベントとのコラボレート、地元物産販売・飲食施設の設置等）、海洋普及事業（地元小中学生を対象とした「海洋塾」、レンタルボート導入等）、地域コミュニティ事業（物販、ダイビング事業等）、ヨットレースを行う。

(利用料金の設定)

- ・条例の限度額で運営する。
- ・ただし、地域コミュニティのイベントや公共的なイベントにおいて料金の変更がある場合、知事に申請し許可を受けたうえで変更し、実施する。
- ・青少年育成のためのコンテンツ、環境保護に関連するコンテンツに関しては、減免の対象とし、具体的な事項については、県と協議する。

(地域と連携した魅力ある施設づくり)

- ・日頃より葉山町や笠摺地区の自治会ははじめ地域の団体や町民と積極的に交流し、時には会員になり、同じ感覚・同じ意識で関係を構築し、地域に密着した活動を行うことが大事と考える。
- ・地域と協力し、地元物産の物品販売や地元商店への送客ができるよう、観光案内所の設置も有効と考える。

II 管理経費の節減等について

(提案額)

指定管理料	244,500千円 (税込)
県が積算した指定管理料253,645千円からの節減率	3.6%

(指定管理料の年度別提案額)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
49,500千円	49,200千円	48,900千円	48,600千円	48,300千円	244,500千円

III 団体の業務遂行能力について

(人的な能力、執行体制)

- ・常勤5名、臨時職員3名、清掃職員5名(うち女性2名)、本社社員2名で管理運営する。
- ・事務作業、海上の安全管理、施設管理の部門において、平常時はどの部門でも最低複数名従事させ、作業に支障が起きないようにする。
- ・祝祭日など作業が集中する場合は、グループから緊急に人員を増やし対応し、利用者のサービスに支障がないようにする。

(コンプライアンス、社会貢献)

- ・お客様が安心して快適に過ごすことができるよう、スタッフ自身がしっかり法令を遵守する。
- ・ゴミの不法投棄、煙草のポイ捨て、ペットの糞尿処理問題などを見逃すことなく、安心して清潔な施設運営を行う。
- ・環境問題への配慮(リユース、リデュース、リサイクル)、反社会勢力の排除を行う。
- ・2010年にプライバシーマークを取得。

(これまでの実績)

- ・葉山港、逗子マリーナ、シーボニアマリーナの管理実績がある。

(2) 委員会の採点結果

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	各委員による 仮採点結果（順不同）					委員会としての評価点
					A	B	C	D	E	
I サービスの向上	1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	(1) 管理運営方針（全体評価）	①指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方	5	5	5	5	5	5	5
		(2) 委託の考え方	①業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等	5	5	4	5	4	4	4
	2 施設の維持管理	(1) 利用承認業務	①利用承認等の業務についての実施方針（収入証紙販売業務を含む）	5	5	5	5	4	5	5
		(2) 維持管理業務	①清掃、巡視、保守点検、修繕等の維持管理業務についての実施方針	5	5	5	5	5	4	5
	3 事故防止等安全管理	(1) ヨット等安全管理業務	①ヨット利用者等安全管理業務についての実施方針 ②通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ③事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針	5	5	5	5	5	4	5
		(2) 災害・荒天時対応業務	①地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県や葉山町等への協力等についての実施方針 ②災害時における緊急物資受入港としての対応方針	10	10	10	10	8	8	10
	4 利用促進のための取組、利用者への対応	(1) 利用促進のための取組	①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③提案内容の具体性及び実現可能性 ④サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ⑤施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	10	10	10	8	8	8	8
	5 利用料金の設定	(1) 利用料金の設定	①利用料金の設定、減免の考え方							
	6 地域と連携した魅力ある施設づくり	(1) 地域と連携した魅力ある施設づくり	①地域や関係機関（団体等）との連携・協力の考え方 ②地域企業等への業務委託による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	5	5	5	4	4	5

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	各委員による 仮採点結果（順不同）					委員会としての評価点
					A	B	C	D	E	
ロ 管理経費の節減等	7 適切な積算	(1) 事業計画等との関係	①人件費、事務費、施設の維持管理費その他の費用に係る ・積算の適切性 ・仕様に定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等	10	10	10	10	10	10	10
	8 節減努力等	(1) 提案額	①提案された指定管理料の積算における節減努力の度合い $\frac{\text{積算価格}-\text{申請者の提案額}}{\text{積算価格}} \times 3 \times 20$	20	3	3	3	3	3	3
目 団体の業務遂行能力	9 人的な能力、執行体制	(1) 人的な能力、執行体制	①指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ②業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ③指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況	5	5	5	5	5	4	5
	10 財政的な能力	(1) 財政的な能力	①安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営規模の状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	5	4	5	5	3	5
	11 コンプライアンス、社会貢献	(1) コンプライアンス、社会貢献	①指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況 ②個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況 ③指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ④障害者雇用促進の考え方	5	4	5	5	5	4	5
	12 これまでの実績	(1) これまでの実績	①指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況	5	5	5	5	5	4	5
合 計				100						80

(3) 審査講評

総合的に判断して、最も優秀な提案者とした。

◇ 評価できる内容については、次のようなものがあつた。

- 管理運営方針については、「開かれた港湾」として、ヨット利用者だけでなく、広く県民が利用できる施設という葉山港の役割を十分理解したうえで、明確な運営方針が示されるとともに、施設の役割を踏まえた提案がされており、評価できる。
- 施設の維持管理、事故防止等安全管理については、会議室を幅広いターゲットを対象に地域コミュニティの場として活用する提案や気象予報士による気象分析、天気予報のメール配信、ライブカメラの設置など、提案内容が具体的かつ丁寧に記載されており、応募に対する熱意が感じられ、評価できる。
- 災害・荒天時対応業務については、葉山港は過去に台風被害があり、重要な項目であるが、利用者への救命胴衣の準備や、避難訓練の実施・参加、防災に関する職員の教育が充実しているなど、意識が高く、提案内容が具体的で評価できる。
- 利用促進のための取組については、地元小中学生を対象とした海洋普及事業を行うなど教育的視点を取り入れた提案がされており、評価できる。
- 人的な能力、執行体制については、小型船舶やフォークリフトの資格者が経歴書に詳細に記載されており、評価できる。
- これまでの実績については、葉山港の管理実績として、荒天時の船舶被害防止対応や、避難経路などの実態に即したホームページ作成などの点で、評価できる。

◆ 懸念される内容については、次のようなものがあつた。

- 利用料金の減免基準や利用促進のための取組などの一部の提案内容については、実施時期や実現可能性が明確でなく、より精査した提案の検討が望まれる。
- 経費節減について、これまでの管理実績を活かして、さらなる努力が望まれる。

提案者	株式会社葉山マリーナー
-----	-------------

(1) 提案の概要

I サービスの向上について

(指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等)

- ・「安全安心な葉山港としての信頼度の維持・向上」、「地域に根ざした施設運営、地元県民に愛されるプログラムの持続的な提案」、「ヨットマンに親しまれる寛げるホームマリーナとしての価値の追求」、「海の駅・葉山港への観光来訪者の満足度の向上」、「葉山マリーナとの連携、京急グループのバックアップによるサービス水準の向上・ブランドの強化」を運営方針とする。
- ・夜間警備業務を企画提案書及び入札により委託する。専門性が高い保守点検業務を委託する。

(施設の維持管理)

- ・ハーバー内におけるインカムの使用により、葉山港と葉山マリーナ間での一体的で機動的かつ効率的な人材の配置（葉山マリーナからの応援等）が可能となる。
- ・当ハーバーに出入りする艇の安全運航、迷惑行為の防止、艇の保守点検、ライフジャケットの着用、他のハーバーの艇や他のマリンレジャー愛好者及び漁業関係者との共生等、シーマンシップに即した行動を促し、安全で快適なマリンライフの充実を目指す。
- ・駐車場で徴収した金銭の収納・保管については、日々日計レシートと現金照会を行い、金庫で保管する。
- ・駐車場の混雑時には管理担当者による有人による誘導、料金徴収の監視・バックアップを行う。
- ・故障にあたっては、原則として管理担当者自ら修理対応するが、複雑かつ故障の度が大きい場合は、緊急措置的にゲートを開放したうえで、機器メーカー担当者をすみやかに呼び出し対応を促す。
- ・利用予約にあたっては、頻度の高い利用を促すとともに、公平な運営に努める。
- ・予約受付について3ヶ月前から開始する。ただし、大規模かつハーバーのイベントに連動した利用の場合、長期的な予約を認めるものとする。
- ・予約方法は、従前どおりの電話または窓口直接予約のほか、インターネットを利用した予約を受け付けるものとする。
- ・証紙取扱高は8千万円にものぼるため、受付担当のほか担当長とハーバー所長の確認・検収のうえで証紙を販売するものとする。
- ・証紙は、大型金庫に保管を原則とし、毎週定期的に棚卸を行う。
- ・手続き簡素化に努める。
- ・利用案内に英字版を作成するなど、外国人対応を含め充実させる。
- ・葉山港オーナー会員組織・葉山ヨットクラブ等と交流を深め、所轄警察署（葉山警察署）と連携し秩序の維持に努める。
- ・維持管理業務は、保守点検・修繕・巡視・警備は当社総務部が包括的に管理を行い、清掃その他は当社総務部の監督・指揮のもと、要員を配置し適正に対応する。専門性

の高い設備の保守については外注する。

(事故防止等安全管理)

- ・出港の申告を受け付け、記録簿に記帳しデータを残す。
- ・出港受付時に気象予報、天気図、風向、風速等の情報を知らせる。
- ・赤旗、サイン等を掲げて出艇の禁止指導を行う。
- ・見通しの良い地点から望遠鏡等により海面を見通す。
- ・レスキューボートを駆使し、迅速に駆けつける。
- ・救助艇は、隣接の葉山マリーナで使用している2艇を充当・配置する。
- ・当社の現行の「安全方針」を本施設にも適用し、職員への浸透を図る。安全運行5ヶ条（気象海象の正確な把握による正しい判断、毎日の点検・整備による船舶管理の徹底、港内安全確認・最徐行、「大丈夫だろう」「よけるだろう」など「だろう運転」の禁止、離着岸時の安全確認）を重点テーマとして安全確保に取り組む。
- ・事故及び事件発生等の緊急事態発生の場合、「危機管理マニュアル」に則り、災害対応時と同様、定期的な訓練を実施する。本マニュアルについては、本施設にも対応した改定を行う。
- ・葉山マリーナにおいて行っている訓練を、本施設においても実施するとともに、両施設が連携した訓練の導入も検討する。
- ・津波ハザードマップに基づく避難場所・警報への対応マニュアルを作成し、利用窓口において利用者に案内するほか、管理事務所内及び船具ロッカー等に掲示する。
- ・従業員に冷静で的確な誘導を期すため、津波等の災害時に備え、年1回以上、津波等の避難訓練を実施する。
- ・葉山マリーナの「危機管理マニュアル」を本施設の実態に合わせた改定を行う。
- ・県、葉山町消防本部に速やかに連絡し、現況を報告するとともに、行政からの指示・判断を仰ぐ。
- ・緊急物資受入についても到着バースの状況、津波襲来の情報をあわせて現況を細かに報告する。

(利用促進のための取組、利用者への対応)

- ・みなとまちづくり協議会に参画、港湾を活用したみなとまちづくりの円滑な推進の駆動力となる。
- ・イベント事業を隣接の葉山マリーナにも拡大し、エリア全体の活性化を促進する。
- ・葉山マリーナとの協働イベントの開催、葉山マリーナの各種サービスの享受、地元漁業者・漁協との協働イベントの企画・開催、利用者団体間の交流イベントの企画・開催、京急グループあがての誘客促進策の展開、ホームページ・パンフレットの作成を行う。
- ・隣接の葉山マリーナ商業施設を海の駅の補完施設に位置付け、飲食・物販店舗の割引利用などのサービスを打ち出し、活性化を図る。
- ・会議室、駐車場の利用については、年5%増を目指す。ヨット出艇については、平成26年度は12,000艇、27年度以降は毎年度13,000艇を目標とする。
- ・周辺の道の駅施設との共同イベントを開催し、来訪者の往来を増やす。
- ・これらの企画を京急グループのプレスリリース及び電車内・駅等の広告媒体を活用して拡く周知する。
- ・NPO法人との懇談会を定期的に開催し、広く利用者としてのニーズを把握し、事業へのフィードバックが図られるよう努める。
- ・京急グループの総合的なお客様窓口への連絡をご案内する。

(利用料金の設定)

- ・ 条例の限度額で運営する。
- ・ 減免はあらかじめ示された基準を適用する予定であるが、減免を行う場合は、減免整理簿を作成し、管理を行う。

(地域と連携した魅力ある施設づくり)

- ・ 葉山マリーナ、葉山漁協、商工会、ロータリークラブ、観光協会、町内会等と信頼に基づく連携・協力体制を構築する。
- ・ 地域の実情を踏まえ、軽少工事等については、極力、地域企業に発注するなど、県内あるいは葉山町内の企業との取引を考慮に入れるものとする。

II 管理経費の節減等について

(提案額)

指定管理料	223,225千円 (税込)
県が積算した指定管理料253,645千円からの節減率	12.0%

(指定管理料の年度別提案額)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
44,645千円	44,645千円	44,645千円	44,645千円	44,645千円	223,225千円

III 団体の業務遂行能力について

(人的な能力、執行体制)

- ・ 常勤3名、非常勤・臨時職員6名、本社社員で管理運営する。
- ・ ハーバースタッフをはじめとするハーバー要員については、葉山マリーナで経験をつんだ担当者を配置する。

(コンプライアンス、社会貢献)

- ・ 運営にあたっては、何より安全が第一であることを職員全員が常に念頭において業務にあたる。
- ・ 温室効果ガスの排出量の削減に努めるとともに、省エネ法に基づく定期報告等の業務に必要な事務を行う。
- ・ 利用者団体に呼びかけ、共同して海洋・港湾の環境負荷の低減、クリーンアップなどに努める。

(これまでの実績)

- ・ 葉山マリーナの管理実績がある。

(2) 委員会の採点結果

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	各委員による 仮採点結果（順不同）					委員会としての評価点
					A	B	C	D	E	
一 サービスの向上	1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	(1) 管理運営方針（全体評価）	①指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方	5	3	4	4	3	4	4
		(2) 委託の考え方	①業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等	5	4	5	4	5	4	4
	2 施設の維持管理	(1) 利用承認業務	①利用承認等の業務についての実施方針（収入証紙販売業務を含む）	5	4	5	5	3	4	4
		(2) 維持管理業務	①清掃、巡視、保守点検、修繕等の維持管理業務についての実施方針	5	5	5	5	5	4	5
	3 事故防止等安全管理	(1) ヨット等安全管理業務	①ヨット利用者等安全管理業務についての実施方針 ②通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ③事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針	5	4	4	4	4	4	4
		(2) 災害・荒天時対応業務	①地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県や葉山町等への協力等についての実施方針 ②災害時における緊急物資受入港としての対応方針	10	6	8	6	8	6	6
	4 利用促進のための取組、利用者への対応	(1) 利用促進のための取組	①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③提案内容の具体性及び実現可能性 ④サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ⑤施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	10	8	8	6	6	8	8
	5 利用料金の設定	(1) 利用料金の設定	①利用料金の設定、減免の考え方							
	6 地域と連携した魅力ある施設づくり	(1) 地域と連携した魅力ある施設づくり	①地域や関係機関（団体等）との連携・協力の考え方 ②地域企業等への業務委託による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	5	4	3	4	4	4

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	各委員による 仮採点結果（順不同）					委員会としての評価点
					A	B	C	D	E	
Ⅱ 管理経費の節減等	7 適切な積算	(1) 事業計画等との関係	①人件費、事務費、施設の維持管理費その他の費用に係る ・積算の適切性 ・仕様に定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等	10	10	10	10	10	10	10
	8 節減努力等	(1) 提案額	①提案された指定管理料の積算における節減努力の度合い $\frac{\text{積算価格}-\text{申請者の提案額}}{\text{積算価格}} \times 3 \times 20$	20	8	8	8	8	8	8
Ⅲ 団体の業務遂行能力	9 人的な能力、執行体制	(1) 人的な能力、執行体制	①指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ②業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ③指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況	5	4	4	3	4	4	4
	10 財政的な能力	(1) 財政的な能力	①安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営規模の状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	5	5	5	5	4	5
	11 コンプライアンス、社会貢献	(1) コンプライアンス、社会貢献	①指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況 ②個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況 ③指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ④障害者雇用促進の考え方	5	5	5	3	5	4	5
	12 これまでの実績	(1) これまでの実績	①指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況	5	4	5	4	5	3	4
合 計				100						75

(3) 審査講評

- ◇ 評価できる内容については、次のようなものがあった。
 - 利用促進のための取組については、みなとまちづくりに向けた取組や葉山マリーナとの協働イベントなど隣接の葉山マリーナとの連携を行う提案については、相乗効果という点で集客拠点としての葉山港の魅力が高まると考えられ、評価できる。
 - 節減努力等については、葉山港と隣接の葉山マリーナ間での一体的・効率的な人材配置などによる節減努力が見られ、評価できる。
 - コンプライアンス、社会貢献については、公共マリーナの管理実績がない中、諸規程類がきちんと整備されており、評価できる。

- ◆ 懸念される内容については、次のようなものがあった。
 - 提案内容について、具体的な内容の記載が少なく、より踏み込んだ提案の検討が望まれる。
 - 「開かれた港湾」として、ヨット利用者だけでなく幅広い顧客に対するサービス向上についての理解とともに、そのような視点を踏まえたより具体的な提案の検討が望まれる。
 - 事故防止等安全管理については、当該対応の重要性に鑑み、現行の葉山マリーナの「危機管理マニュアル」の具体的な改定内容まで示すなど、より具体的な提案の検討が望まれる。
 - 利用促進のための取組や地域と連携した魅力ある施設づくりについては、イベント中心の提案であるが、イベントだけではなく、葉山港の各施設の継続的な利用を促進するような具体的な提案の検討が望まれる。

8 採点に係る議事概要

<「委員会としての評価点」の決定方法>

(委員長) 各委員の仮採点結果を踏まえ、委員会としての評価点を決める。項目ごとに委員の意見を確認のうえ評価点を決めたいが、よいか。

(各委員) 異議なし。

<Iサービスの向上「1(1)管理運営方針(全体評価)」についての審査過程>

(委員) 株式会社リビエラリゾート(以下「リ社」という。)は、極めて方針が明確であり、「開かれた港湾」としての施設の性格の理解、災害対応に関する重要性の認識が明確に記載されているため「5点」とした。株式会社葉山マリーナー(以下「マ社」という。)は、標準的な内容しか記載されていないので「3点」とした。

(委員) 私はマリーナ経営という点だけで考えた場合、リ社もマ社も大きな差はないと考えるが、公共マリーナとして、ヨット利用者に限らず広く県民に開かれた施設であるという点についての理解に差があると思う。

(委員) 全体的な話で言うと、リ社の提案書は非常に熱を込めて書いているのがよく伝わる。

(委員長) 1(1)「管理運営方針(全体評価)」については、リ社は全員が「5点」としているため「5点」、マ社は3名が「4点」、2名が「3点」としているため「4点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

<Iサービスの向上「1(2)委託の考え方」についての審査過程>

(委員) リ社、マ社ともに、委託する業務内容・委託方法について、特段の差はなく、業務遂行に支障もないと思う。

(委員長) 1(2)「委託の考え方」については、リ社、マ社ともに、2名が「5点」、3名が「4点」としているため、どちらも「4点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

<Iサービスの向上「2(1)利用承認業務」についての審査過程>

(委員) リ社は、会議室について幅広いターゲットを対象にして地域コミュニティの場としての活用を提案しているなど、開かれた港湾としての利用の方向性が明確である。また、収入証紙販売のクレジットカード払いなどの新たな提案が、細かく記載されており評価できる。マ社は、施設のインターネット予約などの新たな提案はあるにしろ、ほとんどが標準的な内容の記載にとどまり、リ社と差があると思う。

(委員長) 2(1)「利用承認業務」については、リ社は4名が「5点」、1名が「4点」としているため「5点」、マ社は2名が「5点」、2名が「4点」、1名「3点」としているため「4点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

<Iサービスの向上「2(2)維持管理業務」についての審査過程>

(委員) リ社、マ社ともに、必要な項目は適切に網羅されており、提案内容に大きな差はないと思う。

(委員長) 2(2)「維持管理業務」については、リ社、マ社ともに、4名が「5点」、1名が「4点」としているため、どちらも「5点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

< Iサービスの向上「3 (1) ヨット等安全管理業務」についての審査過程 >

(委員) リ社は、緊急事態発生時対策について具体的な内容がわかるし、気象予報士による気象分析や天気予報のメール配信、ライブカメラの設置など具体的な内容が丁寧に記載されている。マ社は、当然やるべきことは記載されているが、特記することが特に見当たらない。

(委員) 救助艇について、リ社は、逗子マリーナやシーボニアマリーナからの応援も想定しているし、様々な大きさのヨットに対応できると思うが、マ社は救助艇のサイズが小さく、十分な安全管理ができるのか不安がある。

(委員長) 3 (1) 「ヨット等安全管理業務」については、リ社は4名が「5点」、1名が「4点」としているため「5点」、マ社は全員が「4点」としているため「4点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

< Iサービスの向上「3 (2) 災害・荒天時対応業務」についての審査過程 >

(委員) 葉山港は、過去に台風被害があり、防災の観点が非常に重要だと考えているが、リ社は、これまでの避難訓練への参加実績、社員への防災教育など、細部までよく記載されており、防災に関する意識の高さが窺える。また、利用者の安全管理については、救命胴衣の準備、対応手順等が具体的である。

(委員) マ社について、現行の葉山マリーナの「危機管理マニュアル」を葉山港の実態に合わせた改定を行うとあるが、マニュアルの詳細がわからない。災害・荒天時対応は重要な部分なのだから、具体的な改定内容まで踏み込んで提案するくらいの熱意が欲しかった。

(委員長) 3 (2) 「災害・荒天時対応業務」については、リ社は3名が「10点」、2名が「8点」としているため「10点」、マ社は2名が「8点」、3名が「6点」としているため「6点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

< Iサービスの向上「4 利用促進のための取組、利用者への対応」、「5 利用料金の設定」についての審査過程 >

(委員) 私は、葉山港は公共マリーナとして地元の小中学生との連携をもっと活発にしてもraitたいが、リ社は、地元小中学生を対象とした海洋普及事業を行う提案があり、評価できる。ただ、一部の提案については、実現可能性について不安があり、実現可能性の分析まで踏み込んだ提案が欲しかった。また、青少年育成・環境保護に関連するコンテンツの減免の提案についても、具体的な内容がわからない。

(委員) マ社のみなどまちづくりに向けた取組みや葉山マリーナとの協働イベントなど隣接の葉山マリーナとの連携を行う提案は、相乗効果という点で集客拠点としての葉山港の魅力が高まると考えられ、評価できる。ただ、連携によってどのようなメリットがあるのか、具体的なメリットまで言及した提案が欲しかった。

(委員) マ社の提案は、様々なイベントの提案があり、それはそれでよいが、イベントだけではなく、葉山港の各施設の継続的な利用を促進するような提案もしてもらおうとさらに良い。

(委員) マ社の駐車場の利用台数の目標は、毎年度5%増と高めに設定されているが、そん

なに利用が増えるのか疑問である。収支計画を見ると、駐車場利用料金収入が5年間一定であり、目標の設定が信頼性に欠ける。

(委員長) 4「利用促進のための取組、利用者への対応」、5「利用料金の設定」については、リ社は2名が「10点」、3名が「8点」としているため「8点」、マ社は3名が「8点」、2名が「6点」としているため「8点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

< I サービスの向上 6 「地域と連携した魅力ある施設づくり」についての審査過程 >

(委員) リ社の地元商店への送客ができるよう観光案内所の設置などの提案は、葉山港に限らず、広く地域振興の視点を踏まえた提案として評価できる。

(委員長) 6「地域と連携した魅力ある施設づくり」については、リ社は3名が「5点」、2名が「4点」としているため「5点」、マ社は1名が「5点」、3名が「4点」、1名が「3点」としているため「4点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

< II 管理経費の節減等 「7 適切な積算」、 「8 節減努力等」 についての審査過程 >

(委員) リ社、マ社ともに、積算に重大な誤りは無く、円滑かつ適正な指定管理業務の実施に支障はないと思う。

(委員長) 7「適切な積算」については、リ社、マ社ともに全員が「10点」としているため「10点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

(委員) マ社は、節減努力を評価できるが、リ社は、葉山港の管理実績があるのだから、もう少し節減努力を考えて欲しかった。

(委員長) 8「節減努力等」については、計算式のとおり、リ社は「3点」、マ社は「8点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

< III 団体の業務遂行能力 9 「人的な能力、執行体制」 についての審査過程 >

(委員) リ社は、人員配置をかなり細かく記載しており、小型船舶やフォークリフトの資格者が経歴書に詳細に記載されている。また、人員配置計画の中で、女性職員の配置の記載があり、男女共同参画という意味が含まれた提案だと思う。

(委員) マ社は、勤務計画表や経歴書の提出が応募締切時になく、多くの資料の追加提出を求めることとなった点は信頼性に欠ける。また、そういった点で応募に対する熱意が低いと感じた。

(委員長) 9「人的な能力、執行体制」については、リ社は4名が「5点」、1名が「4点」としているため「5点」、マ社は4名が「4点」、1名が「3点」としているため「4点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

< III 団体の業務遂行能力 10 「財政的な能力」 についての審査過程 >

(委員) リ社、マ社ともに、指定期間中の業務を行ううえで、特段の支障はないと思う。

(委員長) 10「財政的な能力」については、リ社は3名が「5点」、1名が「4点」、1名が「3点」としているため「5点」、マ社は4名が「5点」、1名が「4点」としているため「5点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

＜「Ⅲ団体の業務遂行能力11「コンプライアンス、社会貢献」についての審査過程＞

(委員) リ社は、ゴミの不法投棄やタバコポイ捨ての防止などによる安心で清潔な施設運営を行うことや、環境保全の取組みについて提案があり、積極的な姿勢が評価できる。

(委員) マ社は、公共マリーナの管理実績がない中において、諸規程がきちんと整備されており、評価できる。

(委員) 指定管理者には、県暴力団排除条例も施行されており、暴力団対策はしっかりやってもらいたい。また、男女共同参画や障害者の雇用の視点も持ってもらいたい。

(委員長) 11「コンプライアンス、社会貢献」については、リ社は3名が「5点」、2名が「4点」としているため「5点」、マ社は3名が「5点」、1名が「4点」、1名が「3点」としているため「5点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

＜「Ⅲ団体の業務遂行能力12「これまでの実績」についての審査過程＞

(委員) 葉山港では、10メートルを超える船舶は全て係留としており、台風などの荒天時の増し舫いなど被害の事前防止が必要となるが、リ社では、こういった観点も提案書に記載されているが、マ社は記載されていない。

(委員) リ社が作成した葉山港ホームページは、津波発生時の避難経路のページなどとても実態に即したものを作成しており、適切で分かりやすく関心できる。

(委員) 葉山マリーナは、大半の艇が陸置で、葉山港との類似性が必ずしも合致しない。

(委員) 公共マリーナである葉山港と葉山マリーナでは、対象とする利用者層に大きな差があると思うので、私は、点数に差を付けたい。

(委員長) 12「これまでの実績」については、リ社は4名が「5点」、1名が「4点」としているため「5点」、マ社は2名が「5点」、2名が「4点」、1名が「3点」としているため「4点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

大 磯 港

6 審査結果

委員会において厳正な審査を行った結果は、次のとおりであった。

団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点
	サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
大磯町（中郡大磯町）	41	17	16	74

7 提案の概要及び審査の結果

提案者	大磯町
-----	-----

(1) 提案の概要

I サービスの向上について

(指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等)

- ・ 中立・公平な立場から主たる利用者間の利用調整を行うとともに、主たる利用者だけでなくサーファーや釣り人などの利用に際しての安全管理にも努めていく。
- ・ 大磯町観光協会、大磯町商工会等の関係団体と連携して、旧吉田茂邸のある県立大磯城山公園など、他の観光拠点と大磯港をネットワークで結び、大磯の豊かな自然や文化などの地域資源を活かして、来港者に満足をしてもらえるような、「開かれた港湾」を目指して管理運営に努めていく。
- ・ 専門業者への委託により各種保守点検及び修繕等を行う。
- ・ 緑地等維持管理業務は、作業費用単価が安い町内のシルバー人材センターへ発注予定。
- ・ 委託点検のほか、日常の職員による施設内の巡回時や清掃業務等の実施により異常箇所や修繕箇所の早期発見に努める。

(施設の維持管理)

- ・ 条例、規則、利用上の取扱い等を遵守し、港湾関係諸法令を熟読することにより、中立性を保ちながら一部の利用者が不利益になることのないよう公正に、また行政という立場からも承認にあたっての承認条件等の書面における指導も行い、業務引継時や事業年度更新時においては特に遅延なく利用承認業務の適正な実施が行えるよう体制を整備する。
- ・ 駐車料金の管理は、釣銭不足が発生しないよう注意し、補充の必要が生じた場合は、速やかに対応するとともに、毎日の収支や日計データの確認、月集計との整合性を計り厳重なチェック体制を整えて金額に誤差額が生じないように管理する。
- ・ 夏季等混雑期には係員を配置して、空き駐車スペースへの誘導や入場規制などを行いながら混乱を防ぐ。
- ・ 収入証紙は厳重に金庫に一定額を保管し、証紙購入があった場合は不測が生じないよう迅速な対応に努める。
- ・ 施設利用者や観光客が不快な思いを抱くことのないように、屋外施設の定期清掃や緑地の草刈り、除草、樹木の剪定を行い、台風通過後のトラブルにも迅速に対応する。
- ・ 日常において職員が随時施設内を巡回し、港内に異常がないか気を配り、危険箇所や修繕箇所の把握に努め、早急に対処し、危険を伴うことが予想される場合には港内放送や掲示板を利用して啓発活動を徹底する。
- ・ 台風接近時には、被害を最小限に抑えるため、巡視による船舶のロープチェック、船舶所有者への増しもやいの実施を依頼するとともに、夜間、船舶等の確認に来る所有者のための安全を確認します。
- ・ 気象警報等の発表が予測されるときは、正職員の管理事務所への泊まりこみによる監視、台風通過時の港内巡視点検により被害状況の確認等を行う。
- ・ 利用調整に際しては、複数の事業者間の権利関係が複雑に絡む場合があるので、県と

の連携をとりながら、公平中立を基本に取り組んでいく。

- ・岸壁、荷さばき地の利用承認にあたり、条例、規則、利用上の取扱い等を遵守し、港湾関係諸法令を熟読することにより、中立性を保ちながら一部の利用者が不利益になることのないよう公正に、また、業務引継時や事業年度更新時には特に遅延なく利用承認業務の適正な実施が行えるように体制を整備する。
- ・西防波堤遊歩道の利用については、骨材業者、漁協関係者等から意見を聴取し、県と協議を重ね利用のルールを定めていく。

(事故防止等安全管理)

- ・利用者の安全を最優先と考え、施設内を適時巡視して危険箇所や修繕箇所の把握に努め、早急に対処し、立入禁止区域や防護柵等の管理を行い、危険を伴うことが予想される場合には、港内放送や掲示板を利用して啓発活動を徹底する。
- ・事故等の緊急事態が発生した場合には、発生状況の確認をした中で、消防署や警察との連絡調整、最新の情報を入手し、適切な処置を行うとともに、県への連絡、調整、報告を迅速に行う。
- ・事故等の発生規模の状況により人員配置的に不足がある場合には、全課体制をとり対応する。
- ・津波等の災害時は、大磯港津波発生時行動マニュアルに基づき対応する。
- ・高波による防波堤越波による臨港道路の通行止めが生じた場合には、臨港道路車両通行止に関しての関係機関連絡系統フローにより、関係機関へ情報を迅速かつ確実に連絡するとともに、町内建設協会と協力し、迅速に臨港道路等を通行止めとする。
- ・また、状況に応じて港内施設の巡視強化や事務所内に職員が詰めるなど、24時間の管理体制をとり被害状況の把握に万全を期す。
- ・避難訓練を年1回以上実施する。
- ・神奈川県地域防災計画に基づく緊急物資受入港及びヘリコプター臨時離着陸場になる場合、県と連携して、県が実施する大磯港の利用制限に全面的に協力するとともに、港内利用者等に対する誘導、情報提供等を行う。

(利用促進のための取組、利用者への対応)

- ・大磯港周辺は、県が募集した「新たな観光の核づくり認定事業」に大磯町が提案応募し、平成25年2月18日に認定された。
- ・大磯港は「ブルーパーク」ニューツーリズムと6次産業化による観光保養地づくりの舞台である「こゆるぎの浜」に属していることを踏まえて、毎月開催されるようになった大磯市・さかなの朝市の充実をはじめ、今後は、大磯港活性化整備計画を踏まえて飲食店や物販店などの賑わい交流施設を整備していく。
- ・駐車場利用の目標設定は、平成26年度は過去数年の実績平均に月によって1.03又は1.05を乗じて算出。平成27年度と平成28年度は前年度台数に1.01を乗じて算出。平成29年度と平成30年度は7月と8月は平成28年度数値と同じとし、その他の月は前年度台数に1.01を乗じて算出。
- ・広報・PR活動は、大磯町ホームページの「大磯港」と「観光情報のイソタビドットコム」を中心に、必要に応じて町広報紙、地域情報紙及び日刊紙に情報提供を行う。
- ・打合せ、備え付け・イベント時のアンケート、卓話集会、ホームページ等により利用者ニーズを把握する。
- ・「なぎさの祭典」、「大磯ふれあい農水産物まつり」、「湘南国際マラソン（港の乾杯横丁）」、「みなとまつり」、「稚魚の放流」、「大磯市・さかなの朝市」の自主事業を実施する。

(利用料金の設定)

- ・ 条例の限度額で運営し、減免はあらかじめ決まったものを適用する。

(地域と連携した魅力ある施設づくり)

- ・ 大磯町と県が事務局を務める「大磯港みなとまちづくり協議会」において、関係機関等と連携し、各種事業、意見交換等を行っていく。
- ・ 大磯町又は近隣市町に事業所のある事業者へ業務を委託する。

II 管理経費の節減等について

(提案額)

納付金	64,710千円(税込)
県が積算した最低納付金47,740千円からの上乗せ額	16,970千円

(納付金の年度別提案額)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
11,753千円	12,520千円	13,092千円	13,478千円	13,867千円	64,710千円

III 団体の業務遂行能力について

(人的な能力、執行体制)

- ・ 常勤2名、非常勤1名、臨時アルバイト4名で管理運営する。
- ・ 平日は、常勤・非常勤2～3名、臨時アルバイト2～3名、土曜日は常勤・非常勤1名、臨時アルバイト2～3名、日曜祝日は、常勤・非常勤必要な場合に1名、臨時アルバイト2～3名を配置する。

(コンプライアンス、社会貢献)

- ・ 個人情報の取扱いについては、「大磯町個人情報保護条例」に基づくとともに、「神奈川県個人情報保護条例」及び関係法令の規定を遵守し、個人情報の適正管理を行う。
- ・ 備品等の購入については、再生紙、リサイクルトナーやグリーン購入法適合製品等を積極的に購入し、事務処理においては、できる限りペーパーレス化を推進し、省資源化に努める。ビンや缶、ペットボトルについては分別の徹底を図る。使用電力の節約、排気ガスの排出抑制を図る。

(これまでの実績)

- ・ 大磯港、大磯町内公園施設、大磯町役場駐車場の管理実績がある。

(2) 委員会の採点結果

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	各委員による 仮採点結果（順不同）					委員会としての評価点
					A	B	C	D	E	
I サービスの向上	1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	(1) 管理運営方針（全体評価）	① 指定管理業務全般を通じた団体の総合的な運営方針、考え方	5	4	4	5	4	4	4
		(2) 委託の考え方	① 業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等	5	5	5	5	4	4	5
	2 施設の維持管理	(1) 利用承認業務	① 利用承認等の業務についての実施方針（収入証紙販売業務を含む）	5	4	4	5	4	3	4
		(2) 維持管理業務	① 清掃、巡視、保守点検、修繕等の維持管理業務についての実施方針	5	4	5	5	4	4	4
		(3) 利用調整業務	① 業態の異なる複数事業者間（骨材事業者、漁業者等）の中立・公平な利用調整・指導等についての実施方針	10	8	8	10	8	8	8
	3 事故防止等安全管理	(1) 事故防止等	① 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ② 事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針	10	8	8	8	8	6	8
		(2) 災害・荒天時対応業務	① 地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県等への協力等についての実施方針 ② 災害時における緊急物資受入港としての対応方針							
	4 利用促進のための取組、利用者への対応	(1) 利用促進のための取組	① より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ② より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③ 提案内容の具体性及び実現可能性 ④ サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ⑤ 施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	5	4	4	4	4	4	4
	5 利用料金の設定	(1) 利用料金の設定	① 利用料金の設定、減免の考え方							
	6 地域と連携した魅力ある施設づくり	(1) 地域と連携した魅力ある施設づくり	① 地域や関係機関（団体等）との連携・協力の考え方 ② 地域企業等への業務委託による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	4	5	5	4	4	4

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	各委員による 仮採点結果（順不同）					委員会としての評価点
					A	B	C	D	E	
Ⅱ 管理経費の節減等	7 適切な積算	(1) 事業計画等との関係	① 人件費、事務費、施設の維持管理費その他の費用に係る ・積算の適切性 ・仕様に定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等	10	10	10	10	10	10	10
	8 節減努力等	(1) 提案額	① 提案された納付金の額の積算における増額努力の度合い $\frac{\text{申請者の提案額} - \text{積算価格(最低納付金)}}{\text{満点とする納付金} - \text{積算価格(最低納付金)}} \times 20$	20	7	7	7	7	7	7
Ⅲ 団体の業務遂行能力	9 人的な能力、執行体制	(1) 人的な能力、執行体制	① 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ② 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ③ 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況	5	4	4	4	3	3	4
	10 財政的な能力	(1) 財政的な能力	① 安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体の経営規模の状況、団体の事業の継続性・安定性の度合い、団体の事業の信頼性の度合い	5	4	5	5	3	3	4
	11 コンプライアンス、社会貢献	(1) コンプライアンス、社会貢献	① 指定管理業務を実施するために必要な団体の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況 ② 個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況 ③ 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ④ 障害者雇用促進の考え方	5	4	5	5	3	3	4
	12 これまでの実績	(1) これまでの実績	① 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況	5	4	5	5	4	4	4
合 計				100						74

(3) 審査講評

審査の結果、県の求める業務水準を満たし、大磯港の指定管理者としての適格性を有すると判断した。

- ◇ 評価できる内容については、次のようなものがあった。
 - 管理運営方針については、新たな観光の核づくりの一環として、大磯町全体のまちづくりという観点で大磯港を位置づけており、「開かれた港湾」の推進に寄与する提案として、また、地元公共団体が指定管理者となる意義として、評価できる。
 - 委託の考え方については、緑地維持管理業務を町内のシルバー人材センターに委託することにより、高齢者の就業機会の提供及び経費節減が図られ、大磯町ならではの提案として評価できる。
 - 利用調整業務については、現地確認の結果も踏まえ、骨材事業者や漁業者との関係や利用調整に特段の問題点は見受けられず、緑地等の一般利用についても問題なく適正に管理されている。
 - 事故防止等安全管理については、骨材運搬車両の交通整理等の指導などが適正に行われており、特段の問題はない。
 - 利用促進のための取組については、平成26年度から新たに導入する利用料金制度を活かして、駐車場利用者を積極的に増やしていこうという目標設定は、評価できる。
 - 人的な能力、執行体制については、現在の管理実績を踏まえ、日曜・祝日の人員配置計画を見直し経費節減を図っている点は、評価できる。
- ◆ さらに取組みを期待するとした内容については、次のようなものがあった。
 - 利用促進のための取組については、効果的な広報・PRの努力を求めたい。
 - 一層の節減と職員・非常勤の研修・教育、避難訓練などについて努力を怠らず、継続して実施してもらいたい。
 - 公共団体であることを活かし、教育的な視点を踏まえた提案の具体的な検討や、災害・荒天時対応を引き続き抜かりなくやっていくことが望まれる。
 - 女性職員の活用や障害者の雇用については、課題として検討を求めたい。

8 採点に係る議事概要

<「委員会としての採点」の決定方法>

(委員長) 各委員の仮採点結果を踏まえ、委員会としての評価点を決める。項目ごとに委員の意見を確認のうえ評価点を決めたいが、よいか。

(各委員) 異議なし。

<Iサービスの向上「1(1)管理運営方針(全体評価)」についての審査過程>

(委員) 新たな観光の核づくりの一環として、大磯町全体としてのまちづくりという観点で大磯港を位置づけている点は、「開かれた港湾」の推進に寄与する提案として、また、地元公共団体が指定管理者となる意義として、評価できる。

(委員) 実際に現地を確認し、骨材事業者や漁業者との関係や利用調整に特別問題点は見られず、緑地の一般利用についても問題なく管理されており、全体的な評価としては適正に管理しているという理解でよいと思う。

(委員) 今後の管理運営にあたっては、一層の節減努力と職員・非常勤の研修・教育、避難訓練など心して努力してもらいたい。

(委員長) 1(1)「管理運営方針(全体評価)」については、1名が「5点」、4名が「4点」としているため「4点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

<Iサービスの向上「1(2)委託の考え方」についての審査過程>

(委員) 委託業務は基本的には入札により選定することとされており、公平中立性の観点からも問題ないと思う。

(委員) 緑地等維持管理業務については、町内のシルバー人材センターに委託することにより、高齢者の就業機会の提供や経費節減が図られ、大磯町ならではの提案として評価できる。

(委員長) 1(2)「委託の考え方」については、3名が「5点」、2名が「4点」としているため「5点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

<Iサービスの向上「2(1)利用承認業務」についての審査過程>

(委員) 骨材事業者などの固定の利用者が中心であるが、現在の管理実績を踏まえた事務分担や手順が明確に示されており、人員配置も問題なく、業務遂行は適正に行えると思う。

(委員長) 2(1)「利用承認業務」については、1名が「5点」、3名が「4点」、1名が「3点」としているため「4点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

<Iサービスの向上「2(2)維持管理業務」についての審査過程>

(委員) 清掃について、自らできることは自ら行い、専門的な業務についてのみ業者委託することとしており、業務の区分けが明確であり、その他の業務内容も問題はなく、業務遂行は適正に行えると思う。

(委員長) 2(2)「維持管理業務」については、2名が「5点」、3名が「4点」としているため「4点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

＜Iサービスの向上「2(3)利用調整業務」についての審査過程＞

(委員) 実際に現地を確認したが、利用者の安全確保のための骨材運搬車両の交通整理等の指導や「めしや大磯港」の利用など漁業者との共存がうまくできており、特段の支障はないと思う。

(委員) 大磯市などのイベントも増え、一般利用が増えているが、関係機関との信頼関係を築いており、今後も公平中立な立場を踏まえたより良い関係を継続していただきたい。

(委員長) 2(3)「利用調整業務」については、1名が「10点」、4名が「8点」としているため「8点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

＜Iサービスの向上「3(1)事故防止等、(2)災害・荒天時対応業務」についての審査過程＞

(委員) 事故防止や災害・荒天時対応は、公共団体なのだから抜かりなくやってもらうのが基本である。

(委員) マニュアルが整備されており、提案内容も具体的であり、業務遂行は適正に行えると思うので、引き続き頑張ってもらいたい。

(委員長) 3(1)「事故防止等」、(2)「災害・荒天時対応業務」については、4名が「8点」、1名が「6点」としているため「8点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

＜Iサービスの向上4「利用促進のための取組、利用者への対応」、5「利用料金の設定」についての審査過程＞

(委員) 新たに導入した利用料金制度を活かして、駐車場利用者を積極的に増やしていこうという目標設定は評価できる。

(委員) 積極的な目標設定だが、管理運営に支障があってはならない。目標達成できるよう一層の努力をしてもらいたい。

(委員) 大磯市も賑わいを見せており、湘南国際マラソン出走者等への軽食販売を行う「港の乾杯横丁」などのイベント・自主事業も充実しており、引き続き頑張ってもらいたい。

(委員) 公共団体として教育的な視点を踏まえた事業についても、今後検討してもらいたい。

(委員) 色々な事業をやっているのにあまり宣伝がうまくされていないので、効果的な広報・PRについては、努力を求めたい。

(委員長) 4「利用促進のための取組、利用者への対応」、5「利用料金の設定」については、全員が「4点」としているため「4点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

＜Iサービスの向上6「地域と連携した魅力ある施設づくり」についての審査過程＞

(委員) これまで「めしや大磯港」の出店など関係機関との協力を重ねて魅力あるものにしてきた努力は、提案内容で理解できる。

(委員) みなとまちづくり協議会の運営や地域企業への委託を行う点は、適正であり問題ないと思う。

(委員長) 6「地域と連携した魅力ある施設づくり」については、2名が「5点」、3名が

「4点」としているため「4点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

<Ⅱ管理経費の節減等「7適切な積算」、「8節減努力等」についての審査過程>

(委員) 積算に重大な誤りは無く、円滑かつ適正な指定管理業務の実施に支障はないと思う。

(委員長) 7「適切な積算」については、全員が「10点」としているため「10点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

(委員) 駐車場利用料金収入増と人件費・維持管理費の節減努力が見られる提案である。

(委員長) 8「節減努力等」については、計算式のとおり、「7点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

<Ⅲ団体の業務遂行能力9「人的な能力、執行体制」についての審査過程>

(委員) 人員配置について、現在は、1年通じて正職員が毎日出勤しているが、現在の管理実績を踏まえ、日曜・祝日は夏季やイベント時など必要な場合のみ出勤とする提案があった。大磯町にこの点について質問させてもらったが、管理実績を踏まえ問題ないという認識であり、経費節減に資するので、評価してよいと思う。

(委員) 男女共同参画の視点で、女性職員の配置についても検討してもらいたい。

(委員長) 9「人的な能力、執行体制」については、3名が「4点」、2名が「3点」としているため「4点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

<Ⅲ団体の業務遂行能力10「財政的な能力」についての審査過程>

(委員) 公共団体の財政は、今後の高齢化を考えた場合どうかという点はあるが、指定期間中の安定性でいえば問題ないと思う。

(委員長) 10「財政的な能力」については、2名が「5点」、1名が「4点」、2名が「3点」としているため「4点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

<Ⅲ団体の業務遂行能力11「コンプライアンス、社会貢献」についての審査過程>

(委員) 公共団体なので、当然といえば当然だが、諸規程類はしっかり整備されており問題ないと思う。

(委員長) 11「コンプライアンス、社会貢献」については、2名が「5点」、1名が「4点」、2名が「3点」としているため「4点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

<Ⅲ団体の業務遂行能力12「これまでの実績」についての審査過程>

(委員) 現在の管理状況において、第1回委員会でも確認したとおり、特段の問題はないと考えられる。

(委員長) 12「これまでの実績」については、2名が「5点」、3名が「4点」としているため「4点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

真 鶴 港

6 審査結果

委員会において厳正な審査を行った結果は、次のとおりであった。

団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点
	サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
真鶴町（足柄下郡真鶴町）	41	11	18	70

7 提案の概要及び審査の結果

提案者	真鶴町
-----	-----

(1) 提案の概要

I サービスの向上について

(指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等)

- ・真鶴町が取り組む「美の町」づくりの一環として、町の中心となる港エリアを「開かれた港」として「観光と産業が共生する水の都」とすることを基本理念として、「海洋観光の拠点となる港」、「安全・安心を実感できる港」、「自然を満喫できる美しい港」の3つを基本方針として取り組んでいく。
- ・「自分たちでできることは自分たちで行う」ことを基本とし、専門的な知識・免許を有する必要がある業務（琴ヶ浜公衆トイレ浄化槽保守管理業務、清掃管理業務（汚泥引き抜き））については、安全性の確保・業務の効率化を考慮して専門業者へ委託する。

(施設の維持管理)

- ・県条例、事務処理要綱を熟知したうえで、適正な業務を実施していく。
- ・管理職を指導者とし、県条例、事務処理要綱の研修を実施する。
- ・利用承認にあたっては、県収入証紙の額を二重三重のチェック体制で確認し、また、個人情報の外部への漏洩等のないよう細心の注意を払い事務を執行する。
- ・係留施設においては、ヨット利用者・石材業者・漁業関係者・旅館業者と調整のうえ、それぞれに不都合が生じないように努めるとともに、地元の企業や利害関係団体の優先性を認めず、中立性を確保しつつスペースを最大限に利用していく。
- ・清掃業務は、県が示した維持管理の水準に基づき定期清掃を行い、港湾利用者や近隣住民からの通報・要望には即座に対応するように最善を尽くし、台風通過後の港湾内の清掃についても迅速に対応し、施設を常に清潔に保つよう心掛ける。
- ・清掃で発生したゴミ及び港湾内で発見した粗大ゴミについては、自ら湯河原美化センターに持ち込み、収集運搬費用が発生しないように努める。
- ・巡視業務は、目視等により施設の点検及び異常の有無の確認を毎日行い、異常個所の早期発見を心がける。
- ・夜間は、防犯カメラによる巡視を実施する。
- ・台風や警報発令時（日中）には、職員及び臨時職員が港湾内を点検し、石材業者・漁協・ヨット利用者へ警戒態勢の強化を依頼する。
- ・利用調整に際しては、真鶴港は、石材業者や工事関係者が主に利用する岸壁と遊覧船や魚座等の飲食店など一般の方々を利用する施設が隣接しているため、石材業者や工事関係者からは利用申請時に石材の荷卸しや工事の施工についてのスケジュールを提出させ、それらの状況を的確に把握し、住民及び飲食業者等に随時周知する。
- ・同時に、施設の利用に当たり法令の遵守・誓約書の提出により適正に指導監督に努める。

(事故防止等安全管理)

- ・出艇届・帰港届の提出については、ヨット利用者についてはヨットオーナーズクラブ総会の席上において、石材業者については真鶴港みなとまちづくり協議会総会の席上

において指導を徹底する。

- ・ 注意報・警報発令時やその他必要に応じて出港の際に危険が予測される場合には出艇注意・禁止の措置を取る。
- ・ 職員に平常時の事故発生への対応の基本方針を示すため、別に事故防止マニュアルを作成するとともに、石材業者・漁業者・ヨット利用者等を町で実施している防災訓練や事故防止研修に積極的に参加を促す。
- ・ 津波等の災害時は、真鶴港津波発生時行動マニュアルに基づき対応する。
- ・ 利用者の安全確保を最優先課題と捉え、災害発生時には町を挙げて利用者を広域避難場所など安全な場所への避難誘導を行うとともに、湯河原町消防本部や医療機関の協力を得て負傷者の早期の段階での手当や救急車両の手配を迅速に行う。
- ・ 荒天時には、各種注意報・警報の気象状況をインターネットやテレビ、ラジオ等のメディアを活用するとともに、湯河原町消防本部や防災担当課からの最新情報の収集に努め、防災行政無線を活用して利用者等へ正確かつ迅速に情報伝達を行う。
- ・ 台風等の被害への事後対応については、「自分たちでできることは自分たちで行う」を基本に行う。
- ・ 緊急物資受入港としての対応においては、関係団体との利用調整はもとより、緊急物資の受入に効率の良い導線の確保やアドバイス、着岸場所・受入ルートの確保、緊急物資の搬出・保管スペースの確保等を行う。

(利用促進のための取組、利用者への対応)

- ・ 真鶴港を賑わいの空間とするため、港を利用する石材業者や漁業協同組合等と連携し、町商工会の協力も得ながら地元の商工業や漁業の振興を目的としたイベントを展開し、町行政と商工業者・漁業者が切磋琢磨し港の活性化に努める。
- ・ ヨット・船舶出艇目標は、平成22年から平成24年までの3ヶ年平均の出艇数からの毎年2.5%増を目指す。
- ・ 「さかなまつり」、「商工まつり」において、海上保安署及びヨット利用者の協力を得て、巡視艇やヨットの体験乗船会を開催し、海への理解を深める事業を展開する。
- ・ 町の広報やホームページ、町内掲示板、自治会回覧板などを活用した広報活動を展開する。
- ・ 遊覧船事業者と連携し地元小学生を対象に「自分たちが育ち、源頼朝が再起を図り船出し、船上から眺めたであろう真鶴の街並みを海上から鑑賞する」サイトシーイング事業を展開する。

(地域と連携した魅力ある施設づくり)

- ・ 真鶴港みなとまちづくり協議会を開催し、真鶴港を活用した様々な活動を通じ、地域の振興・活性化の推進を目的としたイベントを企画立案し、真鶴港を賑わいの空間とする取組みを展開する。
- ・ 地元事業者へ琴ヶ浜海岸の公衆トイレの浄化槽の保守及び清掃業務を委託する。

II 管理経費の節減等について

(提案額)

指定管理料	82,987千円(税込)
県が積算した指定管理料83,165千円からの節減率	0.02%

(指定管理料の年度別提案額)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
17,069千円	16,465千円	16,494千円	16,465千円	16,494千円	82,987千円

III 団体の業務遂行能力について

(人的な能力、執行体制)

- ・常勤1名、非常勤4名で管理運営する。
- ・平日は、常勤1名、非常勤2～3名、土日は、非常勤2名を配置する。

(コンプライアンス、社会貢献)

- ・「真鶴町職員倫理条例」に基づき、職員教育の徹底による不法・不当な行為を許さない風土の構築を目指しており、個人情報保護の職員への徹底については従来より全職員を対象とした研修の中で、個人情報保護の重要性、法律上の要請、管理体制、取扱ルール等を理解させる教育啓発活動を定期的実施しており、これを継続する。
- ・事務処理については、ペーパーレス化を図り、書類等の印刷については再生紙の利用、両面印刷、リサイクルトナー等を使用し、資源の無駄を省くことを徹底する。
- ・ゴミや廃品は分別収集し、リサイクルの周知と徹底を図る。徹底した節電、節水を図る。
- ・真鶴港において、ノーマライゼーション(障がい者等を特別視しない共生社会)やダイバーシティ(多様な人材活用)を基本理念として臨時職員として障がいをお持ちの方を雇用する。

(これまでの実績)

- ・真鶴港、荒井城址公園の管理実績がある。

(2) 委員会の採点結果

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	各委員による 仮採点結果（順不同）					委員会としての評価点
					A	B	C	D	E	
一 サービスの向上	1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	(1) 管理運営方針(全体評価)	①指定管理業務全般を通じた団体の総合的な運営方針、考え方	5	4	5	5	5	4	5
		(2) 委託の考え方	①業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等	5	3	4	5	4	3	4
	2 施設の維持管理	(1) 利用承認業務	①利用承認等の業務についての実施方針	5	4	5	5	4	4	4
		(2) 維持管理業務	①清掃、巡視、保守点検、修繕等の維持管理業務についての実施方針	5	4	5	4	4	3	4
		(3) 利用調整業務	①業態の異なる複数事業者間（石材事業者、漁業者、ヨット利用者等）の中立・公平な利用調整・指導等についての実施方針	10	8	8	10	8	8	8
	3 事故防止等安全管理	(1) 事故防止等	①ヨット利用者等安全管理業務についての実施方針 ②通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ③事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針	10	8	10	10	8	8	8
		(2) 災害・荒天時対応業務	①地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県等への協力等についての実施方針 ②災害時における緊急物資受入港としての対応方針							
	4 利用促進のための取組、利用者への対応	(1) 利用促進のための取組	①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③提案内容の具体性及び実現可能性 ④サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ⑤施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	5	4	4	4	4	3	4
	5 地域と連携した魅力ある施設づくり	(1) 地域と連携した魅力ある施設づくり	①地域や関係機関（団体等）との連携・協力の考え方 ②地域企業等への業務委託による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	4	5	5	4	4	4

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	各委員による 仮採点結果（順不同）					委員会としての評価点
					A	B	C	D	E	
Ⅱ 管理経費の節減等	6 適切な積算	(1) 事業計画等との関係	①人件費、事務費、施設の維持管理費その他の費用に係る ・積算の適切性 ・仕様に定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等	10	10	10	10	10	10	10
	7 節減努力等	(1) 提案額	①提案された指定管理料の積算における節減努力の度合い $\frac{\text{積算価格}-\text{申請者の提案額}}{\text{積算価格}} \times 4 \times 20$	20	1	1	1	1	1	1
Ⅲ 団体の業務遂行能力	8 人的な能力、執行体制	(1) 人的な能力、執行体制	①指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ②業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ③指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況	5	4	4	4	3	3	4
	9 財政的な能力	(1) 財政的な能力	①安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体の経営規模の状況、団体の事業の継続性・安定性の度合い、団体の事業の信頼性の度合い	5	4	5	5	3	3	4
	10 コンプライアンス、社会貢献	(1) コンプライアンス、社会貢献	①指定管理業務を実施するために必要な団体の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況 ②個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況 ③指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ④障害者雇用促進の考え方	5	5	5	5	4	4	5
	11 これまでの実績	(1) これまでの実績	①指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況	5	5	5	5	4	3	5
合 計				100						70

(3) 審査講評

審査の結果、県の求める業務水準を満たし、真鶴港の指定管理者としての適格性を有すると判断した。

- ◇ 評価できる内容については、次のようなものがあった。
 - 管理運営方針については、「海洋観光の拠点となる港」、「安全・安心を実感できる港」、「自然を満喫できる美しい港」という明確な基本方針のもと、「美の町」づくりの一環として、真鶴町全体のまちづくりという観点で真鶴港を位置づけており、「開かれた港湾」の推進に寄与する提案として、また、地元公共団体が指定管理者となる意義として評価できる。
 - 維持管理業務については、「自分たちでできることは自分たちで行う」という考えのもと、台風通過後の港湾内の清掃の迅速対応、ゴミや廃棄物等の収集運搬について、真鶴港に配置する職員が対応することとされているが、現地確認においても、琴ヶ浜のトイレなどの一般利用施設はきれいに清掃されており、これまでの実績を踏まえた対応として適正な内容である。
 - 利用調整業務については、石材業者や工事関係者への法令遵守等の指導を適切に行う内容となっており、これまでの管理実績を踏まえた利用団体等との信頼関係に問題点は見受けられない。
 - 事故防止等安全管理については、提案内容が具体的に記載されており、災害・荒天に係る対応の重要性の認識、熱意が伝わり、評価できる。
 - 利用促進のための取組については、「さかなまつり」や「商工まつり」に加えて、地元小学生を対象とした「サイトシーイング事業」など教育的な視点を取り入れている点は、評価できる。
 - コンプライアンス、社会貢献については、障害者雇用を行う提案は、評価できる。
- ◆ さらに取組みを期待するとした内容については、次のようなものがあった。
 - 利用促進のための取組については、工夫の余地はあると考えられ、石材事業者や漁業者と県民の交流の提案など、「開かれた港湾」としての具体的な検討を求めたい。
 - 職員・非常勤の研修・教育、避難訓練などについて努力を怠らず継続してもらいたい。
 - 公共団体として、災害・荒天時対応を引き続き抜かりなくやっていくことが望まれる。
 - 人件費が指定管理料の約9割を占めており、経費節減は困難と思われるが、節減努力の工夫の具体的な検討を求めたい。

8 採点に係る議事概要

<「委員会としての評点」の決定方法>

(委員長) 各委員の仮採点結果を踏まえ、委員会としての評価点を決める。項目ごとに委員の意見を確認のうえ評価点を決めたいが、よいか。

(各委員) 異議なし。

<Iサービスの向上「1(1)管理運営方針(全体評価)」についての審査過程>

(委員) 「美の町」づくりの一環として、真鶴町全体としてのまちづくりという観点で真鶴港を位置づけている点は、「開かれた港湾」の推進に寄与する提案として、また、地元公共団体が指定管理者となる意義として、評価できる。

(委員) 真鶴町は、ずっと「美の町」づくりということで頑張っており、「海洋観光の拠点となる港」、「安全・安心を実感できる港」、「自然を満喫できる美しい港」という基本方針が明確で、内容も具体的に記載されており、評価できる。

(委員) 今後の管理運営にあたっては、節減努力の工夫と職員・非常勤の研修・教育、避難訓練など心して努力してもらいたい。

(委員長) 1(1)「管理運営方針(全体評価)」については、3名が「5点」、2名が「4点」としているため「5点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

<Iサービスの向上「1(2)委託の考え方」についての審査過程>

(委員) 「自分たちでできることは自分たちで行う」ということが基本となっている。その中で、専門的な免許が必要な業務等に委託を限定していることは、これまでの管理運営を踏まえた結果であり、考え方が明確であるので問題ないと思う。

(委員長) 1(2)「委託の考え方」については、1名が「5点」、2名が「4点」、2名が「3点」としているため「4点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

<Iサービスの向上「2(1)利用承認業務」についての審査過程>

(委員) 石材事業者などの固定の利用者が中心であるが、事務分担や手順が明確に示されており、人員配置も問題なく、業務遂行は適正に行えると思う。

(委員長) 2(1)「利用承認業務」については、2名が「5点」、3名が「4点」としているため「4点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

<Iサービスの向上「2(2)維持管理業務」についての審査過程>

(委員) 「自分たちでできることは自分たちで行う」という考えのもと、台風通過後の港湾内の清掃の迅速対応、自らゴミや廃棄物等を収集運搬することについては、これまでの実績を踏まえた対応として適正な内容だと思う。人員配置も全日体制となっており、業務遂行は適正に行えると思う。

(委員) 実際に現地を確認したが、琴ヶ浜のトイレもきれいに清掃されており、評価できると思う。

(委員長) 2(2)「維持管理業務」については、1名が「5点」、3名が「4点」、1名が「3点」としているため「4点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

< I サービスの向上「2 (3) 利用調整業務」についての審査過程 >

(委員) 現地を確認したところ、真鶴町が運営している「魚座」や民地などが隣接しているので、遺漏のないよう頑張ってもらいたい。

(委員) 指定管理者制度導入以前から、真鶴町が真鶴港の管理を行っており、利用団体等との信頼関係は問題ないと思う。法令遵守などの指導も行き届いている。荒天時対応等は引き続き関係機関と意思疎通を図りながら抜かりなくやってもらいたい。

(委員) 提案書においては必要な内容が網羅され、現地確認した結果においても問題は見受けられなかったため、業務遂行は適正に行えると思う。

(委員長) 2 (3) 「利用調整業務」については、1名が「10点」、4名が「8点」としているため「8点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

< I サービスの向上「3 (1) 事故防止等、(2) 災害・荒天時対応業務」についての審査過程 >

(委員) 事故防止や災害・荒天時対応は、公共団体なのだから抜かりなくやってもらうのが基本である。

(委員) マニュアルが整備されており、提案内容も具体的であり、業務遂行は適正に行えると思うので、引き続き頑張ってもらいたい。

(委員) 提案書には、内容がきめ細かく記載されており、当該業務の重要性の認識、熱意が伝わる。

(委員長) 3 (1) 「事故防止等」、(2) 「災害・荒天時対応業務」については、2名が「10点」、3名が「8点」としているため「8点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

< I サービスの向上4 「利用促進のための取組、利用者への対応」についての審査過程 >

(委員) 施設の一般利用が限られており利用促進が難しい施設だと思うが、その中で、さかなまつりや商工まつりなどに加えて、教育的な視点を取り入れたサイトシーイング事業などの新たな提案もあり評価してよいと思う。

(委員) 私はもう少し工夫の余地はあると思っており、石材事業者や漁業者と県民の交流の提案など「開かれた港湾」としてのより具体的な検討を今後行ってもらいたい。

(委員長) 4 「利用促進のための取組、利用者への対応」については、4名が「4点」、1名が「3点」としているため「4点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

< I サービスの向上5 「地域と連携した魅力ある施設づくり」についての審査過程 >

(委員) 指定管理者制度導入以前から、真鶴町は真鶴港を管理しており、提案内容を見ても、地域との連携に関しては、特段問題ないと思う。

(委員) 真鶴町が運営している「魚座」との連携した施設づくりもぜひ考えてもらいたい。

(委員長) 5 「地域と連携した魅力ある施設づくり」については、2名が「5点」、3名が「4点」としているため「4点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

< II 管理経費の節減等「6 適切な積算」、「7 節減努力等」についての審査過程 >

(委員) 積算に重大な誤りは無く、円滑かつ適正な指定管理業務の実施に支障はないと思

う。

(委員長) 6「適切な積算」については、全員が「10点」としているため「10点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

(委員) 人件費が指定管理料の約9割を占めており、経費節減は困難と思われるが、節減努力を具体的に検討していくことが望まれる。

(委員) 節減については、計算式で決まってしまうので1点となるが、長年管理をしてきて、その中で色々と工夫をされ、努力もなされ、その結果が今の指定管理料となっているとも考えられるので、これ以上努力を、とは一概に言えないと思うし、これまでの努力は認めてあげたい。

(委員長) 7「節減努力等」については、計算式のとおり、「1点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

<「Ⅲ団体の業務遂行能力8「人的な能力、執行体制」についての審査過程>

(委員) 「自分たちでできることは自分たちで行う」という考えのもと、適正な人員配置だと思う。障害者雇用も継続されており、評価できる。

(委員) 男女共同参画の視点で、女性職員の配置についても検討してもらいたい。

(委員長) 8「人的な能力、執行体制」については、3名が「4点」、2名が「3点」としているため「4点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

<「Ⅲ団体の業務遂行能力9「財政的な能力」についての審査過程>

(委員) 公共団体の財政は、今後の高齢化を考えた場合どうかという点はあるが、指定期間中の安定性でいえば問題ないと思う。

(委員長) 9「財政的な能力」については、2名が「5点」、1名が「4点」、2名が「3点」としているため「4点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

<「Ⅲ団体の業務遂行能力10「コンプライアンス、社会貢献」についての審査過程>

(委員) 公共団体なので、当然といえば当然だが、諸規程類はしっかり整備されており問題ないと思う。

(委員) ノーマライゼーションやダイバーシティの視点を持ち、障害者雇用を行っている点は、評価できる

(委員長) 10「コンプライアンス、社会貢献」については、3名が「5点」、2名が「4点」としているため「5点」でよいか。

(各委員) 異議なし。

<「Ⅲ団体の業務遂行能力11「これまでの実績」についての審査過程>

(委員) 現在の管理状況については第1回委員会でも問題ないことを確認しているし、真鶴港の長年の管理実績があるため、実績は評価してよいと思う。

(委員長) 11「これまでの実績」については、3名が「5点」、1名が「4点」、1名が「3点」としているため「5点」でよいか。

(各委員) 異議なし。